

# 平成 21 年度決算検査報告の概要

決算委員会調査室 ふるかわ はるゆき  
古川 晴之

## 1. はじめに

決算検査報告は、会計検査院が、憲法第 90 条により、毎年、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条に基づき作成される報告書で、財政法第 40 条により、内閣から国会に提出される決算の添付資料である。

平成 21 年度決算検査報告は、実施期間 21 年 10 月から 22 年 9 月までにおける 1 年間の検査の結果をまとめたもので、22 年 11 月 5 日に会計検査院から内閣へ送付され、同月 19 日に 21 年度決算の添付資料として内閣から国会に提出された。

以下、会計検査院報告の近年の傾向及び 21 年度決算検査報告の概要を紹介する。

## 2. 会計検査院の検査の特徴

会計検査院は、適正な会計経理が行われるよう常時、検査を行い、国の会計経理を監督し、その適正を期し是正を図るとともに、検査の結果により国の決算を確認する職責を負っている。

検査は主に、決算が予算執行の状況を正確に表示しているか（正確性）、会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか（合規性）、事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得られているか（効率性）、事務・事業の遂行及び予算の執行結果が、所期の目的を達成し、また、効果を上げているか（有効性）、などの多角的観点から行われている。近年は、特に経済性、効率性及び有効性の観点からの検査の重要性が増している。

検査の範囲は、広範多岐にわたる。国の毎月の収入支出、国が所有する現金及び物品並びに国有資産の受払のほか、国が資本金の 1/2 以上を出資している法人（該当する政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人など）、日本銀行、NHK 等は毎年必ず行う検査対象となる（必要的検査対象）。このほか、会計検査院は、必要に応じて、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等の財政援助をしている会計や資本金の一部を出資している会計などの検査を通じて都道府県、市町村、各種法人等についても検査を行っている（任意的検査対象）。また平成 17 年度の会計検査院法改正により、国若しくは国が資本金の 1/2 以上を出資している法人の工事や役務を請負う者や事務・業務の受託者又は国への物品の納入者の契約に関する会計についても検査が可能となったが、この検査権限の強化による検査効果も次第に結実してきている。

### （1）検査結果の記述内容

会計検査院は、検査で不適切な経理を発見した場合、単なる指摘にとどまらず、原因を究明し、その是正改善を促すため処置を要求するほか、法令、制度、行政に関し

て意見を表示し又は改善処置を要求することができる。報告は指摘内容により分類整理（表1）され、会計検査院としての指摘事項の改善に向けた所見が述べられる。なお、不当事項から特記事項までを「指摘事項」と総称する。

表1 決算検査報告の掲記内容の区分

不当事項	法令、予算に違反し又は不当と認めた事項	法律、政令、予算に違反し又は不経済、非効率な事態であって、事態の種類、程度等を総合的に勘案し不当と認められたものの記述
意見表示・処置要求事項	意見を表示し又は処置を要求した事項	A 違法不当な会計経理に関して、その是正や再発防止のための改善処置を要求したものの記述 (会計検査院法第34条) B 改善を要する法令、制度又は行政に関して意見の表示又は改善処置を要求したものの記述 (会計検査院法第36条)
処置済事項	会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	会計検査院が検査の過程において意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機に省庁又は団体が是正、改善の処置を講じたものの記述
特記事項	特に掲記を要すると認めた事項	事業効果、事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認められたものの記述
国会からの検査要請		国会からの検査要請(国会法第105条)を受けて検査を実施した事項の検査結果の記述
特定の検査対象に関する検査状況		国民の関心が極めて高い問題で、特に会計検査院の検査状況を明らかにするための記述

(出所)会計検査院資料より筆者作成

## (2) 近年の検査の特徴

近年の検査の特徴としては、フローからストックへ検査対象が拡大深化し、また検査対象もモノからサービスへ多様化するとともに、併せて検査手法も多様化してきていることがあげられる。

従来、検査の重点は、基本的な会計経理に着目した検査のほか、フローを中心とした単年度の支出におかれていたが、近年は各省庁が補助金などで設置した基金や、独立行政法人の資産などのストックにも着目した検査が行われるようになってきている。また、新たな形態の刑務所でPFI手法により民間事業者を実施させている事業の問題点の指摘や、ダム建設事業における費用対効果分析、道路整備事業における費用便益分析など、経済性・有効性に着目した検査による指摘が増加している。さらに、従来なら特定検査に掲記されることにとどまったと思われる検査案件についても、一層深掘りを行うことで具体的な指摘事項として掲記されるようになってきている。

さらに、随時報告制度の活用により、毎年の国会からの検査要請のほか検査院が独自に行う検査についても、概算要求や国会審議などに資するよう時宜に応じて検査結果が報告されるようになった。例えば今回の「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金1兆2,000億円」に関する検査報告は予算編成前の9月に随時報告の形で検査結果が国会に報告されている。

### (3) 政策の有効性・予算の効率化に向けた各種仕組みの比較

予算の一層の効率化を達成するためには、いわゆるPDCAサイクル、すなわち予算のPLAN(予算編成)、DO(予算執行)、CHECK(評価・検証)、ACTION(予算への反映)の円滑な循環、すなわち予算執行の現状を把握し、それを適正に評価・検証し、その結果が的確に直近の予算編成に反映されることが必要となる。予算へ反映させるべき評価・検証のための様々な試みは、これまで会計検査以外にも政策評価制度等が実施されてきている。また、特に一昨年の政権交代後には従来の仕組みに加えて、「事業仕分け」が、2年連続で実施されてきた。CHECK段階における行政改善に向けた様々な取組が実施されるようになり、かえって各々の特色や棲み分けなどが判りにくくなっているようにも感じる。そこで、会計検査院による検査を始め政策評価や予算執行調査、事業仕分けなどについて、試行的にその相違点などについて整理をすると以下のとおりとなる<sup>1</sup>(表2)。

表2 政策の有効性・予算の効率化に向けた各種制度の比較

	主体等	主たる目的	主たる観点又は着眼	対象
会計検査	会計検査院(内閣から独立) :第三者機関による検査等	会計経理の監督、 決算の確認	予算執行等の正確性、 合規性、適正性、効率性、 有効性等	国、国が出資している法人、 国が補助金等を交付している 地方公共団体等の会計等
行政評価・監視	総務省:第三者機関による検査等	行政運営の改善	行政機関の業務の実施 状況の合規性、適正性、 効率性等	国の業務(特殊法人、国が出資 金の2分の1を出資かつ国の補 助業務を行う認可法人、国の委 任又は補助、法定受託事務を 含む)
政策評価	①各府省による自己評価 (総務省による客観性等のチェック)	各府省の政策への 適切な反映	政策等の必要性、 効率性、有効性等	政策等一般
	②総務省による複数の府省に またがる政策の統一性及び 総合性の確保のための評価			
予算執行調査	予算編成に従事した財政当局による 調査(財務省主計局及び地方財務局)	執行の適正化、 予算の効率化	予算の必要性、有効性、 効率性	国の予算が関係する 事務・事業
行政事業レビュー (各府省による 事業仕分け)	各府省(予算監視・効率化チームを 中心に公開プロセスも含め自ら事業 を点検)	予算の支出先や 使途等の実態把握	税金投入の効率性、 効果の面からの適切性	事業(庁費など各府省の事務 的経費、人件費等は除く)
行政刷新会議に よる事業仕分け	行政刷新会議(議長が総理、副議長 は行政刷新担当大臣、仕分け人 には民間人も参加)	ムダの削減、政策 の優先順位付け、 予算編成の透明性の 確保	事業ゼロベースでの見直し、 個々の事務事業が政策目標 達成手段として有する合理 性、有効性の検証、政策優 先順位の精査(必要性、 有効性、効率性など)	各府省及び独立行政法人等 が行う事務・事業

(出所) 財務省「ファイナンス」2010年10月号を参考に筆者作成

### 3. 平成21年度決算検査報告の概要

#### (1) 21年度検査結果の概要

会計検査院は、15万冊を超える計算書、5,000万枚以上の証拠書類を検査し、その検査実施率は、本省、本庁、本社等が46%、都道府県単位の地方出先機関等が17%、駅、郵便局等が0.6%となっており、全機関32,930か所の約10%（3,312か所）において検査を実施している。

#### ア 過去最悪の掲記件数と指摘金額

検査の結果、掲記された事項等の総件数は986件、指摘金額も1兆7,904億円となり、件数及び金額ともに過去最悪となった。19年度に981件で最悪だった指摘件数及び20年度に2,000億円を超過した指摘金額ともに大幅に超過し、前年に比べて、件数ベースで269件、金額ベースで実に約7.5倍も増加している（表3及び表4）。金額が大幅に増加した背景には、指摘金額1兆2,000億円に達する「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金」の指摘がある。

表3 掲記件数及び指摘金額の推移  
(平成12年度から21年度決算検査報告)

年度	掲記件数	指摘金額
12	275	210億6278万円
13	329	243億2162万円
14	337	400億1235万円
15	305	430億1218万円
16	386	936億5724万円
17	473	452億9727万円
18	451	310億6420万円
19	981	1253億6011万円
20	717	2364億5000万円
21	986	1兆7904億8354万円

(出所)平成21年度決算検査報告の概要

表4 前年度との掲記事項金額及び件数の比較総括表

掲記事項	件数	前年度比	指摘金額	前年度比
不当事項①	874件	+281件	202億2859万円	+78億9866万円
意見表示または処置要求事項②	34条	-2件	119億2874万円	-203億5827万円
	34条及び36条	+1件	1658億3155万円	+1209億5842万円
	36条	-2件	1兆5877億0147万円	+1兆4623億9183万円
(小計)	66件	-3件	1兆7654億6176万円	+1兆5629億9198万円
処置済み事項③	39件	-7件	58億5701万円	-159億4517万円
指摘事項(①～③)計	979件	+271件	1兆7904億8354万円	+1兆5540億3354万円
国会・内閣への随時報告	6件	-17件		
国会の検査要請	3件	-2件		
特定検査対象	4件	0件		
総計	986件	+269件	1兆7904億8354万円	+1兆5540億3354万円

注1 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていない資産等の額などである。

注2 総計は、内容における分類に一部重複があるため必ずしも一致しない。

(出所)平成21年度決算検査報告を参考に筆者作成

省庁・団体別に指摘金額ベースで見ると、国土交通省（124件、1兆2,131億円）が最も多く、次いで金融庁（1件、1,837億円）、厚生労働省（510件、1,336億円）となっている。また、掲記件数ベースでは、厚生労働省（510件）が全体の過半を占め、次いで国土交通省（124件）、農林水産省（90件）となっている（表

5)。なお、厚生労働省の指摘件数の内訳をみると、国民健康保険における財政調整交付金の過大交付に関する事案（286件）だけでもその過半を占めている。

**表5 省庁・団体別の掲記件数と指摘金額**

省庁・団体名	件数	指摘金額
国会	1件	9993万円
裁判所	1件	150万円
内閣	1件	-
内閣府(内閣府本府)	2件	18億1357万円
内閣府(宮内庁)	1件	800万円
内閣府(警察庁)	12件	1億4791万円
内閣府(金融庁)	1件	1837億7314万円
総務省	51件	8億4902万円
法務省	19件	7億5319万円
外務省	7件	25億4845万円
財務省	6件	26億6101万円
文部科学省	25件	458億0237万円
厚生労働省	510件	1336億7352万円
農林水産省	90件	909億5710万円
経済産業省	29件	678億1553万円
国土交通省	124件	1兆2131億2889万円
環境省	14件	15億7009万円
防衛省	15件	60億7263万円
株式会社日本政策金融公庫	2件	4億0328万円
日本銀行	1件	3350万円
東京地下鉄株式会社	1件	3630万円
東日本高速道路株式会社	1件	3330万円
中日本高速道路株式会社	1件	3220万円
西日本高速道路株式会社	2件	9360万円
本州四国連絡高速道路株式会社	1件	8420万円
全国健康保険協会	1件	1億0990万円
日本年金機構	2件	-
独立行政法人国立印刷局	1件	6090万円
独立行政法人農畜産業振興機構	5件	374億3666万円
独立行政法人国際協力機構	1件	-
独立行政法人科学技術振興機構	1件	2797万円
独立行政法人日本学術振興会	16件	61億0317万円
独立行政法人福祉医療機構	1件	1億0517万円
独立行政法人日本貿易振興機構	2件	2億0514万円
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1件	1510万円
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1件	2億2080万円
独立行政法人雇用・能力開発機構	3件	5億4283万円
独立行政法人労働者健康福祉機構	4件	4261万円
独立行政法人国立病院機構	11件	1億3436万円
独立行政法人環境再生保全機構	1件	395万円
独立行政法人都市再生機構	3件	171億円9212万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1件	-
国立大学法人東北大学	1件	45億2718万円
国立大学法人東京学芸大学	1件	23億7332万円
国立大学法人東京芸術大学	1件	33億5237万円
国立大学法人山口大学	1件	1億2674万円
国立大学法人琉球大学	1件	2億6580万円
日本放送協会	1件	-
首都高速道路株式会社	1件	3679万円
東日本電信電話会社株式会社	1件	5110万円
西日本電信電話会社株式会社	2件	18億8180万円
郵便事業株式会社	1件	1億9599万円
財団法人塩事業センター	1件	-
<b>(合 計)</b>	<b>979件</b>	<b>1兆7904億8354万円</b>

注1 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額などである。

注2 省庁及び機構の双方に係る指摘の場合には、重複分を控除した件数及び金額としている。

注3 日本年金機構及び国際協力機構の指摘金額はそれぞれ厚生労働省、外務省のみ記載した表記した。

(出所)平成21年度決算検査報告を参考に筆者作成

次に、1件当たりの指摘金額が1,000億円を超える事例は、①国土交通省における「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金」(1兆2,000億円)、②金融庁における「(株)整理回収機構の整理回収業務による利益」(1,837億円)、③厚生労働省における「労働保険特別会計及び年金特別会計への一般会計からの繰入れの適正化」(1,198億円)の3件となっている。また、宮内庁は60年振りに不当事項の指摘を受けている。

## イ 不当事項に係る是正措置等の検査結果

不当事項を掲記された省庁等は、すでに講じたりまたは今後講じようとする是正措置に関して、毎年「検査報告に関し国会に対する説明書」を提出することになっている。是正措置の方法は、金銭の返還、還付、手直し工事等、再発防止策となっている。

平成19年度決算検査報告からは、検査院が、昭和21年度以降に不当事項として指摘した事項の是正措置等をフォローアップ検査しその結果を掲記するようになった。平成21年度決算検査報告におけるその主な内容は次のとおりである。

昭和21年度から平成20年度までの決算検査報告に掲記された不当事項は、措置未済のものが37省庁等で計500件、131億1,539万円(20年度決算検査報告では、481件、131億5,477万円)あり、このうち金銭返還を要するものが37省庁等で498件、128億8,083万円、金銭還付を要するものが5団体で12件、1,491万円、手直し工事等が2省で2件、2億1,963万円あった。

なお、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力不十分や行方不明などにより回収困難となっているものも存在するが、検査院は省庁等において引き続き適切な債権管理を行い、是正措置が適正・円滑に講じられるよう要請している。

## ウ 処置済事項に係る処置の履行状況

検査院が指摘し、省庁等において改善処置を講じたものについても、改善処置が履行されて初めて検査の実効性が確保できることから、検査院は当該改善処置の履行状況についても継続的に検査している。平成20年度決算検査報告には処置済事項として135件が掲記されたが、その改善処置の履行状況をみたところ、改善処置が一部履行されていなかったものが、生活保護費等負担金の過大交付など5件(20年度決算検査報告では6件)あった。なお、検査院は、21年度決算検査報告に掲記した処置済事項39件を含め、本年も継続的に検査する予定である。

## エ 国会からの検査要請事項に関する報告

国会からの検査要請による報告としては、参議院決算委員会がその審査を踏まえて要請した、①簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等、②牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等、③在外公館に係る会計経理の3件が掲記されている。

## (2) 具体的な指摘内容の概要<sup>2</sup>

### ア 不適正経理に関する主な指摘

#### (7) 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の不適正経理

検査院が平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間に於いて検査した農林水産省・国土交通省所管の国庫補助事業に関し、検査対象の 47 都道府県及び 18 政令指定都市全てにおいて、虚偽内容の書類が作成されるなどの不適正な経理処理が行なわれ需用費<sup>3</sup>が支払われていたり、補助対象でない用途に賃金や旅費等が支払われていたりして、52 億 8,897 万円（国庫補助金相当額 25 億 9,518 万円）もの不適正な会計経理がなされていることが明らかとなった。なお、検査院は、上記のほか、政令指定都市以外の市についても、20 年度、21 両年度の検査で、53 市で 14 億 1,889 万円（国庫補助金相当額 8 億 696 万円）もの不適正経理を指摘している。

#### (イ) 国における物品購入等に係る不適正経理

国の行政機関においても、警察庁（3 管区警察局等：365 万円）、総務省（5 総合通信局：3,041 万円）、法務省（17 法務官署：2 億 1,804 万円）、厚生労働省（2 機関：8 億 7,937 万円）、農林水産省（4 農政局：1 億 3,681 万円）、国土交通省（25 地方支分部局等：2 億 336 万円）、環境省（本省及び 9 事務所等：15 億 1,738 万円）及び防衛省（2 大学校及び 5 防衛局等：2 億 1,435 万円）の 8 省庁において、物品購入等に当たり虚偽内容の書類が作成されるなどの不適正な経理処理が行なわれ、庁費等 32 億 341 万円が支払われていた。

### イ 剰余金、基金等に関する主な指摘

#### (7) (株)整理回収機構が保有する整理回収業務から生じた利益（随時報告）

整理回収機構の特例業務勘定には、平成 11、12 年両年度における買取資産の管理・処分等の整理回収業務から生じた利益 1,837 億 7,314 万円に係る資金が、利益剰余金として 21 年度末に 1,818 億円計上されている。整理回収機構において、当該利益に係る資金を余裕資金として今後も保有する必要性は低いことから、検査院は、金融庁に対して、預金保険機構を通じて国に納付させたり、預金保険機構において今後発生し得る国庫負担に充当したりするなど、国の財政に寄与する方策を検討すべきであると指摘している。

#### (イ) (財)塩事業センターにおける塩の備蓄量及び投資有価証券等の保有状況

塩事業センターは、塩供給業務及び塩備蓄業務を行っている。検査院は、緊急時に備え 10 万 t を目安としてきた塩の備蓄量は過大であり、備蓄量の削減により管理費等を節減すれば、塩備蓄業務で生じている事業損失を縮減できると指摘している。これまで、センターは、この事業損失を投資有価証券等（平成 21 年度末 483 億 87 万円）の受取利息等で補てんしてきたが、管理費節減により余剰となる

投資有価証券等の資産を国庫に納付するなどの措置を検討すべきであると指摘している。

#### (ウ) 国立大学法人における目的積立金の取扱い

国立大学法人では、毎会計年度生じた利益のうち、経営努力により生じたものについては、大臣の承認を受けた上で積立金として積み立てる等の処理が行われている。しかし、検査院が検査したところ、文部科学省における目的積立金の計上基準や用途についての基準が適切でなかったため、23 法人において教職員の実員が定員を下回っていたことから生じた人件費分など法人の自主的な活動によらないものを利益に計上していたり、86 法人において目的積立金の取崩しに当たり消耗品費や備品費など日常的な経費に使用しているなど、用途が合理的でないものが平成 16 年度から 20 年度までの間に 347 億 2,084 万円（目的積立金取崩額の約 40%）見受けられた。

#### (エ) 農業公社に造成された農地保有合理化事業に係る強化基金の有効活用

農林水産省は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るため、昭和 48 年度から平成 7 年度までに 47 農業公社に強化基金を造成している。解散した 2 公社を除く 45 農業公社の強化基金の保有額は、21 年度末で 138 億 9,440 万円（国庫補助金相当額 68 億 9,695 万円）となっているが、強化基金事業には具体的な計画がなく、基金運用益は、用途や使用額が不明であったり、業務運営費以外の用途に充てられていたりするなど、事業目的に沿っていなかった。検査院は、基金事業を原則終了して基金を廃止し、国庫補助金相当額を国庫に返還させるべきであると指摘している。

#### (オ) (独) 中小企業基盤整備機構が保有している第 2 種信用基金の規模

中小企業基盤整備機構は、事業計画の認定を受けた中小企業の資金繰りを円滑にするため、事業再構築円滑化等債務保証業務等を実施している。この原資として第 2 種信用基金が設けられているが、基金の残高は、平成 21 年度末で 498 億 5,953 万円となっており、このうち政府出資額は、461 億 4,975 万円と大部分を占めている。しかし、同業務を開始した 21 年度から 22 年 7 月までの債務保証実行額は、43 億円と極めて低調となっている。検査院は、経済産業省に対し、今後も機構の債務保証の利用増大が見込めない場合は、利用実態に応じて基金の額を適切に見直すよう求めている。

#### (カ) 信用保証協会に造成された制度改革促進基金の活用（随時報告）

金融機関が中小企業に融資した際に生じた損失を補てんするため、52 信用保証協会に制度改革促進基金が設置され、そのために必要な経費として、平成 17 年度から 21 年度までの間に、国から協会に対し、補助金 236 億 7,000 万円が交付されている。このうち 40 協会における基金残高 134 億 2,186 万円（20 年度末）のうち 88 億 502 万円が、協会において必要額を超えて過大に保有されていることが明らか



かになった。検査院は、経済産業省に対し、補助金交付の在り方を見直すとともに、余剰金を国へ返還させるなどして、基金の効果的な活用を図るよう求めている。

#### (キ) 都道府県所管の公益法人に造成された基金の有効活用

経済産業省は、地域の開発計画を推進する等のため、都道府県等に補助金を交付して当該所管の公益法人に技術振興基金、債務保証基金、地域産業活性化基金、情報化基盤整備基金の4基金を造成させている。27道府県所管の92基金を検査したところ、基金事業を実施していないものが20基金、近年、事業実績が全くないものが15基金、基金の運用益を他会計に繰入れ等していたものが42基金あるなど、25道府県所管の73基金(造成額324億169万円、うち国庫補助金108億5,315万円)について不適切な事態が見受けられる。検査院は、事業の必要性が低下している基金に係る補助金相当額を国庫に返納させる等の措置をとるよう求めている。

#### (ク) (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の約1.2兆円に上る利益剰余金

##### (随時報告)

鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国鉄職員であった者等に対する年金の費用の支払、及びその支払の資金に充てるために国鉄等から承継した土地やJR各社の株式等の資産処分を行っており、独立した勘定(特例業務勘定)において区分経理している。検査院の試算によれば、平成21年度末の同勘定における利益剰余金1兆4,534億円のうち、当面の資金繰りに必要な2,500億円を除いた約1兆2,000億円については、今後、年金費用の支払に充てられることなく余裕資金となり、将来的にも更なる余裕資金が発生する見込みとなっている。検査院は、国交省に対して、機構の同勘定における余裕資金を国庫に納付できるよう、適切な制度の整備等を求めている。

### ウ 資産に関する主な指摘

#### (ア) 国立大学法人が保有している土地・建物の処分及び有効活用

31国立大学法人が保有している土地及び建物を対象として検査を行ったところ、①4法人において国から承継して保有している土地が利用されていなかったり、②1法人において職員宿舎が平成20年度までの3か年度以上にわたり全く利用されておらず、③3法人において宿泊施設の利用が低調であるなど、有効に活用されていない状況(不動産の帳簿価格105億1,869万円)となっていた。

#### (イ) 休廃校となっている公立小中学校の校舎等の有効活用(随時報告)

耐用年数が残存し、かつ耐震基準を満たしている全国528市町村における1,333校の廃校等施設(国庫補助金相当額865億8,818万円)を検査したところ、42都道府県137市町村の216校(国庫補助金相当額104億7,450万円)において、休校施設の活用状況が把握されていなかったり、有効活用を促進するための国庫補

助制度の把握、周知が不十分であったこと等のため、有効活用が図られていない状況となっていた。

#### (ウ) 補助事業で取得した下水道用地の利用状況等

国土交通省は、下水道事業を実施する都道府県等に対し、国庫補助を行っている。都道府県等が終末処理場等の建設のため、平成 21 年度末までに取得した用地 5,267 万 8,650 m<sup>2</sup> (国庫補助金交付額 9,517 億 2,412 万円) を対象に検査したところ、未利用となっている用地が 1,701 万 4,926 m<sup>2</sup> (同 3,235 億 3,304 万円) に上っているほか、①計画面積等を超えて取得しているもの (17 万 6,223 m<sup>2</sup> (同 18 億 6,140 万円))、②財産処分の承認を受けずに目的外使用を行っているもの (18 万 2,017 m<sup>2</sup> (同 22 億 3,515 万円))、(①+②の純計: 34 万 8,135 m<sup>2</sup> (同 40 億 7,311 万円)) などの事態が見受けられた。

#### (エ) 陸上自衛隊駐屯地の廃止された自動車教習所における跡地の利用状況

陸上自衛隊の 21 駐屯地が管理する教習所跡地のうち、8 駐屯地 (面積 16 万 3,046 m<sup>2</sup>、国有財産台帳価格 45 億 2,764 万円) で 5 年以上教習所施設が残置されたままとなっていた。検査院は、この跡地について今後の利用方法が確認できなかったり、具体的な利用計画がほとんど策定されないまま有効に活用されていない事態は適切でないとして、未利用跡地についての必要性を検討し、不要な跡地については用途廃止手続を行うことなどを求めている。

### エ 特別会計に関する主な指摘

#### (ア) 労働保険特別会計への一般会計からの繰入れが過大

厚生労働省所管の労働保険特別会計の雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、求職者給付、雇用継続給付及び雇用保険事業の事務執行経費であるが、平成 20 年度の繰入額は 1,611 億 8,850 万円となっていた。厚生労働省は、前年度に発生していた繰入超過額 1,101 億 9,899 万円を特会法の規定により減額すべきであったにもかかわらず、そのまま全額を繰り入れていた。検査院は、繰入れが過大となっている事態は適切とは認められず、繰入れを適正化すべきであると指摘している。

#### (イ) 年金特別会計への一般会計からの繰入れが過大

厚生労働省所管の年金特別会計の健康勘定においては、旧厚生保険特別会計健康勘定の累積債務償還に係る借入金利子の全額を一般会計からの繰入れで補っている。平成 20 年度の繰入予算額は 248 億 5,315 万円であったのに対して、支払実績額は 152 億 1,936 億円にとどまっており、その差額 96 億 3,378 万円が不用となっていた。検査院は、毎月の借換えの都度に利子支払必要額のみを一般会計から繰入れすれば、上記不用額分を減額することができたと指摘している。

#### (ウ) 農林水産省所管特別会計への一般会計からの繰入れの適正化等

農林水産省所管特別会計のうち、一般会計からの繰入金を歳入としている4特別会計11勘定の平成20年度決算において、一般会計からの繰入金に関し、①国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入額としていなかったため過大になっているもの（農業共済再保険特別会計の家畜、果樹、園芸施設の各勘定：31億6,448万円）、②不用になる額が確定しているのに減額していないもの（食料安定供給特別会計調整勘定：311億7,128万円）、③予算執行過程で執行見込額や不用見込額を把握しているのに減額していないもの（食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定：2億5,000万円、国有林野事業特別会計：63億6,908万円）が見受けられた。検査院は、一般会計からの繰入れを適正化するとともに、繰入額を抑制すべきであると指摘している。

#### (E) 国土交通省所管特別会計への一般会計からの繰入れの抑制

国土交通省所管特別会計のうち、一般会計からの繰入金を歳入としている2特別会計6勘定の平成20年度決算において、一般会計からの繰入金に関し、予算執行過程で不用見込額を把握しているのに減額していないもの（社会資本整備事業特別会計の治水、道路整備、港湾の各勘定：14億9,528万円、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定：2,008万円）が見受けられた。検査院は、一般会計からの繰入額を抑制すべきであると指摘している。

### オ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関する主な指摘

#### (ア) 府省共通業務・システムの最適化計画の実施状況等

内閣官房は、人事・給与等業務など19の府省共通業務・システムを対象に16の最適化計画を決定し、7府省等がその立案・実施等を行っている（平成17年度から21年度までに要した経費：807億5,169万円）。投資額の費用対効果の評価が十分行われておらず、また、一部の業務・システムでは、削減業務処理時間や削減経費が適切に算定されていない事態等が見受けられた。検査院は、費用対効果を踏まえた同業務・システムの構築等を可能にするなど、改善する必要があると指摘している。

#### (イ) ダム建設事業における費用対効果分析

国土交通省等は、ダム建設事業の再評価に際し、今後の事業方針の決定に資するため、費用対効果分析を行っている。建設中の66ダム（平成21年度末までの国からの支出済額3兆1,366億円）を対象に検査したところ、①費用が適切に現在価値化（将来及び過去の時点における費用を現在の価値に置き換え）されていないものが17ダム、②水害による想定被害額が過去の実被害額の10倍以上とされていたものが20ダム見受けられるほか、便益や費用の計上方法が明確になっていない事態が指摘されている。

#### (ウ) 国が実施する道路整備事業における費用便益分析

国土交通省は、道路整備事業の採択及び継続の判断に資するため、道路整備事

業の費用便益分析を行っている。国交省が平成 20 年度に費用便益分析を行った 574 件(20 年度の事業費: 1 兆 3,315 億円)及び 21 年度に再評価を行った 102 件、計 676 件を対象に検査したところ、①分析業務の発注先に対して分析結果を示した整理表を全て提出させていなかったものが 348 件、②費用便益分析の点検結果として公表された数値と成果物の数値に差異が見られたものが 11 件、③総事業費の算出方法が十分に確認できないものが 621 件、それぞれ見受けられた。

#### (I) 国庫補助金により整備されたごみ固形燃料 (RDF) 化施設の運営の安定化

RDF 化施設は、可燃ごみを粉砕、圧縮し、発電所などの燃料に加工する施設である。検査院が、20 道県管内の 48 事業主体が平成 5 年度から 18 年度までに整備した 50 施設(国庫補助金等 584 億 558 万円)の運営状況等を検査したところ、半数以上の 26 施設において、公費を支出して RDF を工場等に引き取ってもらっている事態が見受けられた。RDF の生成に係る費用も一般的なごみ焼却の倍以上となっており、生成するほど財政負担が増えることから、稼働を休止した施設もあったことが判明した。

### カ 独立行政法人及び公益法人等への委託等に関する主な指摘

#### (7) 社会復帰促進センターの運営事業における食材費の算定

法務省は、新たな刑務所として 4 か所の社会復帰促進センターを設置し、刑務官等の職員以外の者が実施可能な業務を、PFI 手法により民間事業者を実施させている(契約金額 4 件、2,077 億 6,362 万円(平成 17 年度から 37 年度))。検査院が検査したところ、センターにおける給食業務については、実際の収容人員が収容定員に達していない状況が続いているにもかかわらず、食材費を減額せずに事業費を給食業者に支払っていた(19 年度から 21 年度までの食材費相当額の開差支出額: 5 億 3,180 万円)。検査院は、実際の収容人員により大きく変動する食材費は、実際の収容人員に応じた適切な支払とするよう、契約の変更などの是正処置を要求している。

#### (4) 国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等

国土交通省及び(独)都市再生機構は、国営公園及び施設に関する業務として、①公園の維持管理業務(国交省から(財)公園緑地管理財団など 3 公益法人へ)②施設の営業業務(機構から(財)公園緑地管理財団など 3 公益法人へ)③施設の管理業務(機構から(財)公園緑地管理財団へ)を公益法人に委託等して、それぞれ委託費を支払うなどしている。検査院は、(財)公園緑地管理財団など 3 公益法人において、これらの業務に従事する職員の勤務実態や従事割合が明確でないにもかかわらず、職員の人件費の大部分を①の委託費(19 から 21 年度: 285 億 9,326 万円)で精算している事態等を指摘し、国土交通省に対して委託費の精算が適切に行われるよう、是正改善の処置を求めている。

#### (7) (独)都市再生機構の賃貸住宅の有料駐車場事業の経営の効率化

都市再生機構は、前身の公団の時代から、公団の出資設立会社である JS (日

本総合住生活株式会社)に敷地を随意契約で賃貸し、賃貸住宅の有料駐車場の整備及び経営を行わせている。しかし、①J Sが駐車場の維持管理業務の大半を機構及びJ Sの関係会社に随契で委託しており、②平成21年度末で、機構の繰越欠損金が3,495億円に上る一方で、J Sの資本金が300億円(うち機構の持分相当額240億2,402万円)に膨らんでいることから、検査院は、機構に対して、J Sの駐車場事業(21年度末での資産額:171億3,512億円)を承継し、業務運営の効率化を図るとともに、J Sの資本金の余剰分について配当を行わせるなどして、機構の投資益を回収するように求めている。

## キ その他の主な指摘

### (7) 中央防災無線網整備における不適切な耐震施工と検査院に対する虚偽説明

内閣府は、中央防災無線網整備のため、平成19年度から21年度までの間に15件の工事を実施した(工事費43億9,246万円)。耐震施工が行われた72か所のうち、主要な33か所142設備において、耐震施工が適切に行われておらず、地震時における中央防災無線網として期待された機能が確保されていないと指摘している(工事費相当額15億6,142万円)。なお、内閣府は、検査を受けるに際して関係資料が不備であったにもかかわらず虚偽の説明を検査院に行い、実地検査までに、請負業者に当該資料を作成させるなどした上で、補強工事を行わせていた。

### (8) 国会議員の選挙等の執行経費の適正化(随時報告)

平成19年7月実施の参議院選挙及び21年8月実施の衆議院選挙の経費(執行経費331億2,196万円)に関して、16都道府県188市町を検査したところ、投票所の経費及び開票所の経費額算定における選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等が、執行実態と乖離し、結果的に経費算定が過大となっていた。また、必要な備品の購入が、年度末の1月から3月に集中しており、次回の選挙において使用する予定のものが購入されているなど、不適切な事態が見受けられた。

### (9) 地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備の利用状況

総務省は、情報格差を是正するため、地方におけるブロードバンド等に係る情報通信設備の整備を国庫補助事業により実施している。検査院が、平成14年度から20年度の間の実施された139事業(13道県91市町村等)を検査したところ、135事業におけるブロードバンド利用率は17.0%と全国平均の49.8%を大きく下回っていた。さらに、37事業(事業費93億9,445万円、国庫補助金26億6,754万円)では、ブロードバンドの利用率及びケーブルテレビ利用率の割合並びに各々の利用率の伸び率ともに全国平均を下回っているなど、利用率が継続して低調な状態となっていた。

### (10) 在外公館の会計経理(検査要請)

海外の大使館や総領事館など在外公館において、①不動産が長期間利用されていないものや用途を廃止したが未処分のままとなっているものが、11公館で16

件・簿価 22 億 5,630 万円（平成 21 年度末）に上り、②ワイン等酒類の在庫は、経済協力開発機構代表部で年間消費量の 30 倍に当たる 7,896 本も保有（21 年度末）されている一方、オーストラリア大使館など 4 公館では酒類の品質が劣化したとして 20・21 両年度の 2 年間で 1,044 本もの酒類を廃棄処分しているなど不適切な管理実態が明らかになった。検査院は、外務省に対し、不要な不動産の早期処分や酒類の適切な在庫管理等を行うよう求めている。

#### (オ) ODA の効果の発現状況

検査院が 13 か国 182 事業を検査したところ、①スマトラ沖大地震等に対する事業において、港に整備した保冷库等 3 セットが平成 21 年に一度も稼働していなかった（インドネシア）、②サダト・シティ保健センター建設計画において、21 年に完成予定の施設が 22 年の現地調査時においても未完成であり（エジプト）、③パルミラ国立博物館に対する視聴覚機材整備事業において、16 年に納入された音声ガイドシステム 100 セット等が未使用であった（シリア）、④メキシコ市大気汚染対策関連事業において、精油所の改造工事完了（20 年）後に一度も稼働していなかった（メキシコ）など、5 か国 6 事業（貸付額等 602 億 4,410 万円）で援助の効果が十分に発現していなかった。

#### (カ) 科学研究費補助事業における研究成果報告書の提出状況（随時報告）

(独) 日本学術振興会が実施する科学研究費補助事業に関し、提出が義務付けられている研究成果報告書の長期未提出者に対する督促の状況等を、検査院が検査したところ、振興会は未提出者に対し報告書提出を促す特別な指導や、未提出理由の調査等を全く行っておらず、また未提出の理由を確認しないまま科学研究費を新規に交付しているなど、730 件（国庫補助金 60 億 6,420 万円）の不適切な事態が判明した。

#### (キ) 牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等（検査要請）

農林水産省及び(独) 農畜産業振興機構は、牛肉等関税を財源に肉用子牛等対策として、平成 3 年度から 20 年度までに 2 兆 190 億円の資金を投じてきた。しかし、①国産牛肉と輸入牛肉には依然相当の価格差があり、肉用牛生産コストの低減や国産牛肉の価格水準低下という成果が十分に発現されていない、②機構に造成された資金（20 年度末 1,821 億円）や、公益法人等に補助金等で造成された基金（25 法人の 60 基金：同 1,540 億円）は、事業実績額に比べ必要以上に多額となっているなどの問題が見受けられた。検査院は、このうち 11 法人の 16 基金について、必要な資金を差し引いた余剰金のうち 21 年度においても未返還となっている 404 億 867 万円を、国又は機構に返還させるなどすべきであると指摘している。

## 4. おわりに

おおよそ民間企業ならば、非効率な業務は淘汰されるが、行政では構造的にそのよ

うな現象が生じにくい。当該事務事業が法律を根拠とする場合には、その改廃に法改正が必要となるため、予算措置で実施されるもの比べて、より一層の時間を要する。また、一旦予算が成立すれば、その業務は実施が必要なものとなり、これを計画どおりに遂行する義務が生じるため、年度内の予算消化に努力を重ねることとなる。

会計検査院は、決算の確認を行うばかりでなく、このように硬直しがちな行政の仕組みに対して、個々の問題事例を発見するとともに、効率化できたと思われる金額を具体的に明示しながら、是正改善点を指摘して、環境や諸状況の変化に応じた政策優先課題や順位の変更などを、国会を始め各府省に促し、行政の一層の改善を図る重要な役割を担っている。会計検査院は、憲法上の国家機関である。検査院から指摘された以上、指摘を受けた官公庁等は、これを真摯に受け止め、直ちに対応改善を検討し、誠実に実行することが求められている。

このような観点から、一昨年、検査院が防衛省に対して行った懲戒処分要求が、受検庁に実質的に受け入れられなかったことは、会計検査院の行政府に対する牽制力に重大な懸念を抱かせる結果となってしまった<sup>4</sup>。

当該事案は、国が21億8,000万円の和解金を支払うこととなった防衛省沖縄防衛局締結の地質調査等に係る業務委託契約において、必要な支出負担行為を行わないまま受託会社に追加業務を実施させる等、会計法令違反の重大な過失があったとして、19年度決算検査報告で不当事項と掲記されていた事案である。指摘を受けた防衛省は、当該職員を口頭注意処分にとどめていたため、会計検査院が、関係職員には重過失があったとして、関係職員には懲戒が適当とする処分要求を、平成21年12月、実に57年ぶりの懲戒処分要求として、防衛省に行ったというものである。しかし、検査院から懲戒処分要求を受けても、防衛省の処分内容に変更はなかった。決算委員会の審査においてもこの点についての質疑が行われ、最終的に平成20年度決算審査措置要求決議のひとつとして「本件に関する政府の一連の対応は、大きな問題を残したと指摘せざるを得ない。政府は、会計検査院法第31条等に規定される懲戒処分要求が行われた場合、爾後、指摘内容を真摯に受け止め、適切な措置を講ずるべきである。」と指摘されている。

いずれの省庁であれ、不当事項等の指摘を受けた受検官庁は、検査院の指摘の重みを真摯に受け止め、反省するとともに、不当事項として指摘された事項に関係する職員の処分等に当たっては、検査院からこのような指摘を受けることがないように当初から十分に留意する必要があるのではないだろうか。

最後に、我が国は、税収より多額の国債に依存する極めて脆弱な財政構造となってしまった。この財政状況を踏まえると、従来にも増して財政の健全化の達成がより強く求められている。国費の無駄を最大限に排除し、効率的な行政を実現することは、正に最重要課題である。国会は、会計検査院との一層の連携を通じて、行政に対する監視監督機能を充実し、財政再建への道筋の確保と健全な財政民主主義の実現へ向けた努力を尽くすべきである。

会計検査院には、今後ともフローのみならずあらゆるストックにも大胆に切り込み、

実効性の高い検査を行い、会計検査院に期待される機能を遺憾なく発揮して、その果実をタイムリーに国会に報告するよう要望したい。

【参考文献】

有川博『会計検査制度概説』全国会計職員協会（平成 19. 2）

中村和紀「会計検査院の最近の動き」平成 22 年度評価・監査中央セミナー  
（平成 22. 9. 10.）

高橋信夫「モノの検査からビジネスの検査へ」『会計検査研究 No21(2000. 3)』

---

<sup>1</sup> 西村会計検査院長は、政府の行政刷新会議が行う「事業仕分け」との違いについて、行政の無駄撲滅という意味では任務は同じだが、会計検査院は各事業が経済的、効率的に実施されていない実例を実際の調査と実証的データを分析することで指摘している旨述べている。『朝日新聞』（平 21. 11. 27）

<sup>2</sup> 各事業のタイトル末尾に付した括弧書きは、21 年度決算検査報告において掲記された指摘事項のうち、当該検査が、随時報告として早期に別途国会及び内閣に対し報告されたこと、国会からの検査要請に基づく検査であったことの別を示す。

<sup>3</sup> 需用費とは、地方公共団体の行政事務の執行に伴い必要とされる消費的な物品の取得及び修理等に要する経費等のほか一般的にその効用が短期間に消費される経費で、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料などをいう。（『公会計・監査用語辞典』ぎょうせい）

<sup>4</sup> 21 年度決算検査報告の第 5 章に会計事務職員に対する懲戒処分要求としてその内容及び経緯が掲記されている。なお、19 年度決算検査報告には防衛省に対して会計法令違背を理由とする不当事項として同事案が掲記されていた。